

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の 発展

川勝, 守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24502>

出版情報：九州大学東洋史論集. 2, pp. 51-68, 1974-03-28. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展

1 西村元照氏の批判に答える その1

川 勝 守

はじめに

先に筆者は、明代万曆朝初期の権臣張居正によって施行された全国的規模での土地丈量政策が、特に、明末における江南地主制の発展との関係でいかなる歴史的意義を持ったのかを考察した「張居正丈量策の展開(一)(二)」(史学雑誌八〇―三・四)を公表した。ところが、ちょうど同じころ、西村元照氏もまた、張居正丈量を含む明代後期の丈量について、「張居正の土地丈量(上下)」(東洋史研究三〇―一・二)、および「明後期の丈量に就いて」(史林五四―五)を発表し、そこで、筆者の見解に対して忌憚なき批判を行い、西村氏独自の見解を展開している。筆者は、この西村氏の筆者に対する批判に答え、さらには、西村氏独自の見解に対しても、筆者なりに一応の反批判をなしておくことが、張居正丈量の実態を究明し、また、明末清初の土地所有関係の具体的変革過程を知る上でも、必要なことと考える。

ところで、西村氏と筆者との間には張居正丈量策に関する事実認識および評価などに多くの見解の相違が存在する。そ

の見解の相違がなんによつてもたらされたかと言えば、煎じ詰めると、明末段階の当該社会において、階級関係・生産関係と国家権力とはいかなる連関を持つていたかについての理解の相違によるものと判断される。ここで、旧稿における筆者の問題視角を再述しておこう。それは、丈量策を通じて当該段階における国家権力と地主・佃戸関係との内在的連関を考へること、言い換えると、地主制構造における国家権力の内在的連関的意義を考へ、かかる理解の上に立つて再び地主制構造を検討しようとするものであった。従つて、この問題視角に即して、張居正丈量策を特殊具体的に問題にするとすれば、地主制ないし地主・佃戸関係の最も先鋭的に発展展開していったと通途に考えられるところの、揚子江デルタ地帯およびその周辺地域、すなわち広義の江南地方こそが第一に分析の対象となるべきものと思われた。ただし、丈量策の分析を進め、その持つ歴史的意義を考へるにあつては、次のような諸点の究明がさし当つて必要と思われ。具体的な事実の検証に入る前に、反論の見通しを立てるためにも、それら

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展(川勝)

を列挙しておこう。

その第一は、張居正の丈量策は確かに権力者張居正の極めて強い個性に色彩られた政策の一斑には違いないのであるが、それが歴史の事実として歴史課程に登場したことの必然性もまた考えられねばならない。その必然性とはなんであるだろうか。まず問題となるのは、張居正の意を受けた戸部（中央政府）の指令に基いて全国に丈量の命が下り、地方行政組織をあげて実施が強行されたという上からの丈量施行の側面もさりながら、一方、福建、江西地方のように、中央からの命令に先立って、地方サイドから丈量要請が出され、それがそのまま八、九年の全国丈量策に繋がったという下からの丈量施行の側面も存在するという点である。後者の側面は、丈量を必要とするような土地所有関係の変動、およびその変動が惹起するところの、主として賦役徴収に関わる諸問題が明代後半期の社会に一般的に存在したことを示すものであろう。以上から丈量策の前提条件の検討は、多面的・具体的になされるべきことが痛感されるのである。次に、第二の点は、第一点を別の観点で表現したもので、「一条鞭法から地丁銀へ」といわれる明々清時代の賦役制度の改革の展開過程にあつて、張居正丈量策がどのような位置を占めているかである。旧稿でみたとうり、丈量策を通じてみられる江南地方の税糧徴収のあり方は、嘉靖中よりの一条鞭法の施行をめぐって展開する

諸問題と同軌のものである。従つて、その限りで丈量策は、一条鞭法やその他明代後半期の賦役改革のより具体化を支える一石として評価されねばならない。となれば、丈量策の成果は、実は丈量行為そのものの持つ成果のほか、条鞭等の賦役改革の持つ成果と問題点をも併有しているものとは考えられないであろうか。なお、一条鞭法や均田均役の改革は、長期にわたつて複雑な展開過程をとる。従つて、張居正丈量策も、条鞭や均田均役の改革過程と関連し合うのであるから万曆八十年の時期だけを考えることによつては、その成果は歴史的意義を十分に描けないこととなる。また、そうなるに、張居正丈量と清初の丈量との同質性を確認した上での相互関連も検討されなくてはならない。第三点は、嘉靖隆慶期の丈量策と張居正丈量策の関連についてである。この両者は同等同質に扱いらるのであろうか。それとも西村氏がいうように、前者は地主規格の丈量、後者は国家規格の丈量として両者を峻別することのほうが歴史的発展段階と諸階層間の矛盾・動向等をトータルに把握するために必要なのであろうか。第四点は、以上の諸点に関連して、実は、西村氏が指摘するように、理念の丈量像（当為の丈量像）と現実に行われた丈量行為とは厳密に峻別しなければならず、特に、丈量に対する地主層の反応は見落してはならぬのであるが、しかし結局のところ、地主層は国家権力と合一せざるをえない状況にあ

った。その場合、地主層とは、個別の地主（それは田土所有額を偽り、納税・担役を忌避する）ではなく、正に階級として層としての地主層であつて、彼らが国家権力と合一する契機は、佃戸層の抗租闘争による収租の危機であり、収租関係と収税関係との連関を基軸とした土地制度一般の解体に連がるという危機意識なのである。この点に關連して、筆者と西村氏との間には、張居正文量當時に、地主と国家の共通の危機意識が定着していたかいなかったかという認識の相違がある。最後に、第五点として、実は、筆者の所論の根底には、条鞭以後の国家の支配のあり方の形式である「田土対象」賦課対象の戸から田土への変化）なるものが、いかなる基本矛盾、階級矛盾の反映であるかを究明する所に関心があるのであつた。旧稿は張居正文量策の施行過程の中に、当該社会の基本的階級矛盾のいかなる反映がみられるかを検出してみようとだけしたのである。ところで、張居正文量策では「小経営」農民⇨佃戸そのものは一坵の田賦（租税）負担者として指定されることはなく、あくまで封建的地代の負担者に止まつた。租税の負担責任は、依然として業主（土地所有者）にあるとされる。むしろ、租税と地代との区別、ないし租税の名目負担者と実質負担者との区別を厳として設けることは国家権力にとつても、地主支配にとつても必要なことであつた。明末清初の階級対立の激動の過程において、地主支配の

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展（川勝）

再編成として郷紳的土地所有ないし郷紳支配が成立する理由も、上述のような田賦（租税）と佃租（地代）を二つの環節とした余剩移転（収奪）の關係をとりつつ、なお、地代關係を基本的な生産關係とした地主制構造に求められよう。

本稿は、西村氏の批判および所説に対して十全に反論しようものでも、上述の五点にわたる課題の全てに應えるものでもない。それらは今後深められるべきものであるが、差し当つて本稿では、(一)嘉靖隆慶期の丈量策と張居正文量策との關連（連続性）について、嘉靖隆慶期の丈量策の施行の前提条件は何か、(二)嘉靖隆慶期の丈量策はどのような内容であつたか、そして、張居正文量策について、(三)その施行の具体的方法から窺えるところの丈量の性格はどのようなものか、など三点について考察を加えてみたい。

一、嘉靖隆慶期の丈量策の前提条件

(「賦は租より出づ」の破綻)

西村元照氏は、筆者の所説に対しての疑問点の第二に『東洋史研究』三〇一、五二頁）、

氏（川勝）は張居正の丈量に就き史料的に行き詰ると必ず嘉靖隆慶期の丈量に関する記事を援用しているが、無前提的にこれらの丈量を等質のものとして扱ひ得るであらうか。何故なら嘉靖隆慶期の丈量が地主規格のものであるのに対

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展（川勝）

し、張居正の丈量は國家規格の丈量であるともいえる。従つてこれらを同等に扱うことによつても歴史的な大きい流れを一応揃むことが可能であつても、むしろこれらを峻別することにより、歴史的発展段階と諸階層間の矛盾・動向等をトータルに把握することが一層可能となるだろう。（傍点・注記は筆者）

と述べている。確かに、筆者は嘉靖隆慶期に江南の各地で施行された丈量（策）と万曆八、九年の張居正文量（策）とを同等等質のもの、後者は前者の延長線上にあるものと考えたこの点は現在でも変つていない。西村氏と筆者の見解の相違がいかなる事実認識の相違によるものかは検討を要する。しかし、その検討をする前に、一言お断りしておきたいのは、旧稿において筆者は、嘉靖隆慶期の丈量の事例を無前提的に張居正文量の理解に使用してはならないという点である。

まず、張居正文量策の前提条件を考えた個所（一の二）において、万曆八、九年当時の江南地方の税糧徵收の破綻状況が嘉靖隆慶期と同様に、大土地所有の展開に伴う地主層の税糧脱免、徭役忌避によつて引き起こされたものであり、かかる地主層の不正行為は零細土地所有者への不当な負担割当て（負担の側からみれば負担過重）によつて償われていたことを確認した。ここに現実の土地所有の実態調査として丈量が施行される。しかし、丈量を施行するとなつて具体的に問題

となつたのは、賦・役徵收台帳に規定された一州県の徵收正額Ⅱ「原額」をいかに確保するか（「補足原額」）であつて、丈量による「原額」の確保の手續きを通じて負担の適正均等を図ろうとする所であつた。そのような点において、筆者は嘉靖隆慶期の丈量が張居正文量の先駆的なるものとみなした。

次に、筆者は、張居正文量策から析出される税糧徵收の在り方が、嘉靖年間の丈量を伴つた賦・役制度の改革（森正夫氏⁽¹⁾のいう官田制度の改革）で目指された諸点と同一であることを確認した。すなわち、官田・民田の区分をなくして併せて一則とすること、および官民一則化に基いての、畝ごとの徵收額の定額化（森氏のいう毎畝徵收率の確定）などである。なお、土地台帳（魚鱗図冊）の作成によつて國家權力は一坵の田地の掌握を可能にしたが、さらに徵税の実際には、魚鱗図冊を基とした帰戸冊（帰戸実徵冊、また実徵冊）が作成されてこのころ形骸化していた賦役黄冊に代わるようになる。この魚鱗図冊―帰戸冊が作成された点、およびそれら簿冊が同一の機能を果たしたと思われる点などでも、嘉靖隆慶期の丈量と張居正文量とは連続をなす。

ところで、以上のように、嘉靖隆慶期の丈量策は張居正文量策の先駆をなすと考えたのであるが、考察が両者における収税関係の面にのみ限られていたのは問題である。実は、筆者の見解に対しての批判はそこに集中すべきである。つまり

は、嘉靖隆慶期の丈量策は、收税関係ばかりでなく、收租関係においても、張居正丈量策の直接的な先駆形態といえるであろうかという点である。その際、嘉靖隆慶期の丈量の前提として、收税の基礎に收租があるという意識が丈量の担当者にあつたか否かを確認しておかねばならない。嘉靖—隆慶年間の南直隸松江府における「均糧」施行の是非論から検討を加えてみよう。なお、史料は、従来周知のものばかりである(2)

嘉靖二年の進士、のち礼部尚書から嘉靖末年に内閣大学士となつた松江華亭の大郷紳徐階は「均糧」反対の先頭に立つたが、その反対の論拠は、彼の文集『世経堂集』巻二十二、「与撫按論均糧」に、

蓋松之田糧、其在西郷、畝自三斗至五斗。其收租亦自一石三斗至一石五斗。間有一石七八斗、如金沢鎮者焉。故糧五斗、而租一石三斗者、西郷之下田也。其在東郷、畝自一斗至五升、而其收租亦七斗至五斗。間有以花荳代租、如十四五保者焉。故糧五升而租七斗者、東郷之上田也。今姑以西郷之下田言之、租一石三斗、除納正糧五斗・加耗一斗、其贏尚七斗。以東郷之上田言之、租七斗、除納正糧五升・加耗一斗、其贏不過五斗五升、……況今之均糧也、上郷畝四斗六升、中郷畝三斗三升、下郷畝一斗八升。併昔之所謂五升者、不復見乎。即其所謂五升者、三倍而取之矣。夫所謂上中下三郷者、其以田之肥瘠・租

之多寡、為等乎、則如前所均、可矣。如其不然、無乃求以利之而反以病之。

とあるように、府下東西二郷における「田之肥瘠」・「租之多寡」といった土地生産性ないし佃租徴収額に相違があることを問題にしている。史料に言う所を、西郷・東郷に対比させてみよう。

(西郷の事例)

(東郷の事例)

〔田糧〕三斗・五斗……〔田糧〕五升・一斗……

〔收租〕一石三斗・一石五斗〔收租〕五斗・七斗

特例 一石七・八斗 特例 以花荳代租(十

(金沢鎮)

四五保)

〔最下田の場合〕租一石三 〔最上田の場合〕租七斗一

斗・糧六斗(正米五斗十 糧一斗五升(正米五升十

加耗一斗)↓剩余七斗 加耗一斗)↓剩余五斗五升

西郷と東郷とを比較するために、今、西郷の最下田の場合と東郷の最上田の場合とを取つて比べても、なお西郷の方が有利である。これは、收租の多寡に起因する所の東西両郷の絶対的な相違である。しかるに、今行なおうとしている「均糧」案では、東西両郷を区別なく、上郷畝ごとに四斗六升、中郷三斗三升、下郷一斗八升のように三分とするが、従前の五升田は、最低の場合でも三倍増となる。上中下三郷に東西均一化される課税法は、全く地域固有の土地生産性や佃租の

額を考慮に入れないものとする。ところで、徐階にあつては専ら地主経営の支出部分としての納税額と収入部分としての収租額とを対比させて論ずることに意味を持たせようとしているが、徐階同様に均糧に反対する、同じ松江の郷紳何良俊は、東西兩郷の土地生産性ないし労働生産性の面の違いを強調する。彼の文集『四友齋叢說』卷十四史十には、

夫均糧、本因其不均而欲均之也。然各処皆已均過、而松江獨未者。蓋各処之田、雖有肥瘠不同、然未有如松江之高下懸絶者。夫東西之兩郷、不但土有肥瘠。西郷田低水平、易於車戽。夫妻二人可種二十五畝、稍勤者可致三十畝。且土肥穫多、每畝收三石者不論、只說收二石五斗、每歲可得米七八十石矣。故取租有一石六七斗者。東郷田高岸陡、車皆直豎、無異於汲水。水稍不到、苗尽稿死。每遇旱歲、車声徹夜不休。夫妻二人極力耕種、止可五畝。若年歲豐熟、每畝收一石五斗。故取移多者八斗、少者只黃荳四五斗耳。

とあり、ここでは東西兩郷における水利の便、不便の差によつて規定される農業労働における生産性の違い、生産諸力の高低の差のあること(3)を加味した表現としての取租の多寡が均糧の反対根拠となつている。なお、何良俊の叙述は、徐階の言と較べてみると、佃租を取る側ではなく取られる側を、地主の経営収支でなく農民の家計収支を引き合いに出してい

る点は注意されるべきである。つまり、東西兩郷が均糧となり、生産諸力の低い東郷が西郷とのかね合いで糧額の大幅な引き上げになつたら、それは税糧の実質的負担者である直接生産者農民の負担に耐えぬものとなる。或は、そのことによつて、地主収奪の限界を越えてしまうと考へたものであろう。ところが、かかる「均糧」反対論の論拠は、次のような關係によつて収租そのものが脅かされていくことで崩壊していくという。崇禎松江府志卷十田賦下、賦議利弊「待御南湖徐公宗魯均糧異議弁」には、

況二十年来、雖金沢鎮田、賤充無主、租雖大減、民雖大減、民不肯佃。此其故何也。蓋因重糧追併、民多逃亡、在他区更可知矣。東郷上区田、增佃趨買、租雖踰石、民且棄耕。此其故又何也。蓋輕糧易弁、動称下区、凡徵派更稍減矣。

とみえる。徐宗魯はいう。最近二十年間、金沢鎮地区のような良田地区でも、賤く売つても買手がつかず、佃租が大減し承佃者の数が大減しても、民は佃作に応じないという。土地の買手にしても佃戸にしても、重糧追併（追徴）の影響を恐れるからだ。西郷の民は逃亡し、他区へ行つてしまった、と。右の事例について森正夫氏(4)は、「重糧追併」が何らかの形で佃戸にもふりかかつてくるのを恐れたとし、佃戸は形式的には「國家の支配」を受けないが、実質的には受けている

と理解した。ところが、西村元照氏は、かかる重糧追併にあつて、佃戸層は直接的に（従つて名目的・形式的にも）追徴の対象となつていたという。しかし、右の徐宗魯の言うところは、徐階や何良俊の言とも関連して、重糧即重租という相關関係（つまり重糧であることは重租であることに結果する）によつて、課税の影響が佃戸にも及ぶといつたのであつて、佃戸は実質的な追徴加税分（重糧）の負担であつても形式的・直接的な負担者では断じてない⁽⁵⁾。

ところで、西村氏は、虚糧が佃戸の抗租によつても起る場合のあつたことを嘉靖二十五年頃の徐階の私信によつて認定しようとする。しかし、西村氏が、「地主の経営形態に対する地方官の改革の試み（借金催促の禁止令―討債之禁）がマインナス効果を生じ、その結果、抗租と虚糧を生じさせたものであり、やはり虚糧の基本的原因は佃戸の側にあるのでなく地主の側にあることは明らかであろう⁽⁶⁾」とするのには賛成できない。徐階の呂光洵あての書簡（『世経堂集』巻二十二「復呂沃洲」）に、

蓋松之俗、大家有田而不能耕、必以属佃戸。佃戸欲耕而不足於食、必以仰大家。其情与勢、不啻主僕之相資、父子兄弟之相養。故大家於佃戸、雖或不能無虚、而不敢甚虐者、懼莫為之耕也。佃戸於大家、雖不能無負、而不敢尽負者、懼莫為之貸也。正德以前、民生裕而鄉無惡俗、

明末、江南における丈量業の展開と地主佃戸関係の發展（川勝）

国賦登而獄辭繁囚、由此道也。邇年以來、有司數下討債之禁、又重之攤放之刑。於是、佃戸囂然動其不義不信之心、而大家惴惴焉、懼入於有司之罟。昔之所謂相資相養者、始變為相猜相讎。不惟債不可取償、而租亦多負矣。債不可取償、其始若止於病大家、而不知佃戸無所仰給、則不免於坐斃。租之多負、有司者莫不欣然自詫其茹剛之政、以為前無古人。而不知租無所入、則稅無所出。債之而久、逋賦日滋。……為今之計、請罷去新令、開論大家、使各恤其佃戸、合閭閻已離之情、敦末世已澆之俗、則不必糜帑、煩吏卒、而民可無失所。

とあり、確かに、徐階は右文末の結論部分では、貸付け金の返還催促に対する禁止令の撤廃を挙げてゐる。しかしそれだけではなく、地主大家が個々の佃戸を賑恤し、佃戸との間の信頼関係を取り戻すべきことがつけ加えられている。重要な点は後者である。すなわち、かかる提案が出される地主―佃戸関係は、「相資相養」が變じて「相猜相讎」となつた⁽⁷⁾といわれるような、相互に不信の極に達した状態であつた。では、何が原因でかかる地主、佃戸関係の危機的情況が生じたのであろうか。それは単に借金催促の禁止令そのものには原因があるのではない。禁止令が出たのに乗じて佃戸のうちには囂然として地主に対する不義不信の心（例えば、負債を返さない、ふみたおす）を持つものも現れた。租米収取も負債と

同様な状況であり、地主は租がとれず、従つて税を納めることができな（ただし、佃戸も地主から米や錢を借りられず生活に困まる）。従つて、以上の關係を図式的に単純化すれば、地方官の改革の試み↓佃戸の抗租↓滞納税の増大、となり、特に、禁止令の出たのをよいことにして、負債を借さない、租米を払わない佃戸の遅さ、鬨り佃戸の主体性の確立が注目されるのである。

松江府の佃戸像について徐階が指摘するような状況は、當時蘇州府吳江県でも同様であつた。嘉靖吳江県志卷十三典礼志三風俗の条には、

農田、計畝索租、下自八斗上至一石八斗而止。佃戸輸之田主。田主具酒食、或就以粟勞之。名曰租米。其貧民、春夏、告貸於富室、至冬率以二石償一石者。名曰生米。雖七八月貸出息亦同。故吳人有出加一之諺。又有汁出頼頼強如做債之語。頼頼淋漓貌、言禾半熟而汁出淋漓者、刈而食之、猶勝拳債也。其貸銀・錢者、則出息五分、名曰生錢。按此莫志所載、乃成化以前事。近年、錢法不行而銀息自二分以至五分。米息自四分以至七分。絶無所謂倍償之事。甚者或并其本而負之。雖租米亦然。時之不同有如是矣。

とあり、旧志である弘治吳江志（莫旦編修）の成化以前の風俗という記事を引き合いに出しながら、それとの対比を行う

なかで、成化以降嘉靖時に至る七十年間に、地主と佃戸の小作關係、もしくは富室と貧民の債務關係（兩者が一致する場合も多かつた）がどのように変化したかを述べる。右の事例については、すでに森正夫氏⁽⁸⁾の、ほぼ正確な分析紹介がなされている。しかし、森氏が、右文の前半部について「十五世紀後半の『弘治志』段階と同じく、田主が租を納入にきた佃戸に酒食を供するという慣行、一見親密ではあるが個々の佃戸が地主に把握され強固に支配されていることをうかがわせる」と理解しているのには賛成できない。その理由を示そう。まず、右文の史料批判に関して、二つの場合を設けて考えてみなければならぬ。（補註）

その一は、右文冒頭から「日生錢」の箇所までを全部『莫志（弘治志）』の引き写しとし、従つてその内容は成化以前の事とするものである。租米の下限額を弘治志で一石とあつたものが八斗に変えられているほかは全く同内容であり、しかも銀息についても米息についても、「絶無所謂倍償之事」と下文にいつているにもかかわらず、右文の前半では、春夏から冬までの生米の利息が正に倍償になっていることは、弘治志の全くの引き写しと考えなければならぬものである。ただし、租米の下限を一石から八斗に書き換えた点のみは、弘治志そのままの引記とするのに残るところである。そこでこの点に注目すると、第二の場合の解釈は、弘治志の引用の

程度に限定をつけて、租米の下限を一石から八斗に書き換えた点については、弘治志の記事を参考にしながら嘉靖時の状況を描写したのであると理解したらいかがであらうか。その場合でも、租米の下限額のような成化と嘉靖とで変化が歴然としている較たる事実そのものは嘉靖の実態を記さざるをえないが、「田主具酒食、或就以粟勞之」のような人の行為態度についての表現で、その表現が意味する内容がどうにでも評価されるものは「弘治志」を引用しながら、その示す内容は全く異なるものとも考えられるのである。つまり、弘治志段階では、佃戸支配の強さを示したはずの「田主が酒食を具え或は就ち粟を以て之を勞う」という地主―佃戸の親密な関係は嘉靖時としては、単なる地主の願望にすぎない状態を示す。

つまり、租米を納めてくれるのは有難いことだと言つて、酒食を供し、文字通り勞う状態になつたとも考えられるのである。その際、租米納入について、「弘治志」の「租戸以乾円好米、納還田主」という表現が、単に「佃戸輸之田主」の表現に改められているのも、単なる簡易化であるという以上に佃戸の側が乾円好米を租米にあてなくなつた状況を反映し、また、本来租米は「納め還すべきもの」と意識されたのに、それが単に「輸るもの」としか意識されない、そのような租米に対する佃戸の意識の変化を示しているとも考えられるところは注目されるべきである。佃戸が租米を納めるのは当然

であると落ちついていたのでは取りはぐれるかも知れないのである。

以上いずれに考えても、地主にとつて「弘治志」段階の地主と佃戸の共存・信頼関係（実は強い佃戸支配）は嘉靖末年では夢物語となつており、地主の収租は危機的状況となつたのである。

徐階の言や『嘉靖吳江県志・風俗』の記事のいうところを佃戸の側に即してみれば、その佃戸像は、租米納入率や負債の利率を引き下げ、あるいは支払い時期を引きのばし、更にはふみたおしまでも行うといった、まさに「生産の場に居坐つたまま日常的な闘争を展開する」逞しい姿なのである。従つて、かかる佃戸の存在形態に対し、地主は収租の面から危機意識を持ち、また国家（地方官）は収税の面から危機意識を持つ。ここに地主と国家とは共通の危機意識を定着させる情況が出現した。何らかの対策が両者の利害の一致のもとに講ぜられる必要が生じた。それでは、丈量策は、その対策の一つであつたのであらうか。これを検討してみよう。

二、嘉靖隆慶期の丈量策の性格

西村氏は、嘉靖隆慶期の丈量を地主規格の丈量とみるが、その理由は三点考えている。第一は、かの徐階のような官僚地主層が持つ階級的危機感によつて推進され、地主層のヘゲ

モニーで行われた丈量であること。第二に、丈量冊への佃戸名登録がみられるのは、地主の私的経済関係の公認につながる。第三に、国家の側は、丈量によって徴税原額の回復が可能であったが、しかしヘゲモニーが地主層によって奪われている以上、地主層への寄生化を余儀なくされていたこと、以上である。西村氏のいう地主規格という性格が嘉靖隆慶期の丈量にあてはまるか否か、その内容を検討してみよう。

嘉靖十六、七年、礼部尚書顧鼎臣の奏請に基き、知府王儀が蘇州府下に施行した丈量については、先に清水泰次氏の論考があり、最近では森正夫氏が検討した。筆者も旧稿で森氏の研究、成果に依拠して、顧鼎臣・王儀による「丈量」を手段とした「均糧」の目的が胥吏層自身の、あるいは地主の要請を受け彼らと結託した胥吏層によって行われる土地登記の紊乱を糾すところにあつたことを指摘した。特に、森氏の理解⁽⁹⁾によれば、王儀自身は「丈量」の必要と同時に、顧鼎臣より一步進んで、胥吏層の紊乱行為そのものを不可能にするという角度からも、徴收原則の（官民の）一元化の必要を認識していた。ただし、かかる徴收原則の官民一元化の実現にあつては、個々の田地ごとに新たな徴收率を設定して行く必要があり、そのために「丈量」が要請されたと考えられる。

以上のように、丈量を前提ないし手段とした「均糧」の施

行は、蘇州府に続いて松江府でも模索される。しかし、松江府では前項にみたように均糧施行の賛否をめぐる深刻な意見の対立があつた。それでも、「丈量」のみは、均糧反対派の官豪地主層でも賛成した、と西村氏はいう。その論拠は、徐階『世経堂集』巻二十二「与撫按論均糧」の先掲部の続文に
欲救尚存之弊、請於民之赴訴者、無撓權勢、無徇請託、無通貨賄、一切断之以法、使歸原額、当亦漸以復矣。欲救将来之弊、請広求旧魚鱗凶、択委賢能官、督同里甲、逐一查理、如一凶為圩若干、一圩為田若干、圩内某則田若干、凶其方円・長短・斜正・広狭之状、書其推収、管業姓名・貫籍之詳、藏之郡庫、過有増減、取而稽焉。一披閱之間、情実立見、則作弊者、庶乎其知警矣。

とあるのに求めている。ただし、これを仔細に検討してみると、顧鼎臣や王儀の所見中では、いわば常套的に使われていた「沿坵履畝」「檢踏丈量」的用語がみられない。このことは徐階は丈量そのものを主張しているのではないことを示すが、それでは何を主張しているかと言えば、旧い魚鱗凶冊を採し出し、その記載内容について里甲人役を帯同し、逐一查理するといった方法で、旧来の土地台帳が現実とどれだけ異なるかを確認をせよというものである。その際、特に旧来の科則（＝税率、圩内某則田）を遵守しようとしている点は均糧の前提としての丈量と相反するものであろう。徐階が

丈量を必要としたか否か右文では判断できない。むしろ、右のような主張をするのは、次のような均糧促進論者の丈量の提起に対し、巧みに問題をすり変えて、その鋒先をかむすことを狙ったものと思われる。すなわち、崇禎松江府志卷十田賦三、賦議利弊「侍御南湖徐公宗魯均糧異議辯」には、

夫今丈量・均糧之舉、乃足国安民之策。但大家不樂、多立異議、欲阻良圖。敢接其說弁之。蓋西郷之田、利于粟均、東郷之田、利于各均。大戸之田、利于不丈不均。此大率人情之私也。

とみえ、丈量・均糧に反対するのは、地主大家であるが、それは彼らの利益を損ずることになるからだという。なお、文の後半で、均糧反対論者（徐階・何良俊）の最強の論拠である東西両郷に甚しい差額があるのは収租率や土地生産性の相違によって当然だとする論を受け止めて、いずれかの修正的な方法を用いれば、均糧の実害は除かれるといい、それでも反対するのは、今まで畝ごとにかかる税糧額に甚しい重軽の差のあることを利用してもうけてきた地主大戸層であるときめつける。従って、丈量は均糧と不可分で、官田民田の区分の撤廃を中心として、畝ごとの税糧額の重軽の差の適正化・縮少を一つのねらいとしていた。事実、その後松江府の丈量均糧は次のような過程を経て実現したが、その方法は丈量による一坵ごとの田地の検分を経た上での課税体系の改定であ

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展（川勝）

った。すなわち、隆慶二年、松江府下の一生員張内濫の「清丈均糧之説」という請願を認めた応天巡撫林潤は「丈量均糧」を乞う上奏を行って中央政府による承認を得ようとしたが、それに対して中央政府（吏部）は前松江府同知僉事鄭元詔を現地に派遣し、翌年隆慶三年にかけて清丈を敢行した。その結果、税糧課派の方法は、「悉く官・民・召佃の名を去り、分つて上中下三郷と作して額を定める」ことが確定した⁽¹⁰⁾。

以上で明らかのように、松江府の嘉靖隆慶期の丈量そのものは決して地主層のヘゲモニーで行われたとは言えない。ただし、徐階等の地主層の側に、佃戸の抗租によって収租が脅かされているという認識は確かに存在しているのであつて、従つて問題は、収租に対する危機意識を鎮め、収租の保証となるような歯止めが丈量の施行方法なり何かに窺えるか否かである。丈量における佃戸の扱いをみてみよう。だが、松江府の事例には、そのことを考える素材を見出すことは、今までのところ果してない。そこで便法として地域を広げて江南各地の事例に当つてみると、すでに旧稿で取上げ、また西村氏も挙げている南直隸・安徽地方の和州での隆慶六年の丈量の事例が考えられる。

和州の隆慶六年の事例では、佃戸が業戸（地主）里甲と一しょに丈量に参加し、また土地台帳（魚鱗冊）にその姓名を記載されていた。これらのことをいかに考えるか。確かに

それらは収租と収税との連関を示すもの、あるいは具体的に例えば官の立会の下に租佃契約文書の確認がされたものとも理解することは可能である。しかし、そのような理解のほかに、丈量への佃戸の参加が税糧・徭役の脱免の手段である等則那移や隠田を防ぐために佃戸の立会が求められたものとも考えられるのである。そのことに関連して、佃戸が丈量に参加させられることは、実は、当時の丈量の施行方法からして丈量内容の信憑性を保証するためには仕方のないことだったという理解もできる。万曆和州志卷二田賦志、隆慶六年奏例丈田均糧の条、均田議略、附知州康誥「丈田方略十款」[△]一議自丈量以免騷擾[▽]に、

丈量之法。……為今之計、似不必本州及委官沿坵履畝細量、惟責之各里都親管排年老人、各令田主・佃人、同本都書手・算手二人、執弓如法、各自丈量。

とある。かかる史料を使つて、西村氏は、丈量が(一)自丈、(二)覆丈、(三)會計の三段階から成ること、特に、丈量の第一段階である自丈において、便宜的丈量責任者(？)たる里老・里長・公正等の在地郷村の有力者と、業戸と佃戸とに土地所有状況を再確認させるべく自丈を行わせ、境界を明確にして丈量冊を作成させたこと、などを指摘した。ただ、氏のいう自丈が文字通り地主業戸の自分勝手な計量、およびその結果の申告によるものとするならば、丈量内容の正確さの保証は、

単に魚鱗図冊の作成のみによつては十分になしえない。どうしても、佃租の負担責任関係そのものを明示する必要がある。なぜなら、地主が自丈によつて田地面積を低く見積ればその田の佃租額も低く見積られてしまふ。ただ、その際、二つの前提がある。一つは、租額が定額化していること。その場合でなければ、租額は田地面積と相互換算できないからである。もう一つは、佃戸の力が、日常的な抗租闘争を通じて地主にも国家にも十分熟知されていることである。この二つの前提の後者は、本稿の前項でみたが、前者もすでに先学の指摘がある。

ところで以上のことは、和州知州康誥「丈田方略十款」の他の条、例えば[△]一議定面図以杜影射[▽]でも確認されよう。すなわち、

看得、田有定所、交佃不一。使徒丈量而不画図、則方圆形体莫知、人易欺隱。今欲量田、必令田主・佃戸、量畢、照依原契、田畝坵段若干、四至某田、各填於前刻之内。

とあり、欺隱防止のため、田主・佃戸に丈量終了後、原契(佃作契約書)の記載に照依して、田畝坵段数、四至等を記入せよと規定されている。右文では、田の形状を問題にしているため、田地面積等への言及はないが、当然原契には田地面積等は記載されているはずで、丈量結果とそれとの照合の行われたことはまちがいない。また、同[△]一。議定等則以均田

糧▽にも、

視田高下腴瘠、各分別上中下三等規則。務令里老・書・算手、責令田主・佃戸、公同親報。如有以上為中、以中為下、及隱匿坵畝、捏作屯田・馬場等田、查訪得出田、定將前田沒官、立法必嚴。

とあり、田の等則を定めそれを申告することが里老・書手・算手ともども田主・佃戸の責任である。佃戸にとつての等則とは、田の高下肥瘠つまり土地生産性のいかんによるのであるから、当然佃租額の高下に反映があつたと考えるものである。なお、右文でも、また、すでに前出の史料においても、まず排年里長・里老・公正（糧長）・書手・算手など里甲制の徭役負担者に丈量担当が命ぜられ、彼らが田主（地主）・佃戸を動員するという形で実際の丈量も、丈量内容の報告もなされたのだといふことは確認しておく必要がある。なお、里甲制の徭役負担者が「在地民間人」には違いないが、国家権力の農村支配の根幹であつて、そう国家（官）と対立し、關係を切斷されたような「民間人」ではない。

いずれにしても、本項でみてきた嘉靖隆慶期の丈量は、地主のヘゲモニーで行われたというよりかは、むしろ官（国家）のヘゲモニーで行われたといふべきであつて、その丈量の方式において佃戸を丈量に参加させ、丈量冊への記名がみられるようになった場合も生じた結果、結果として、国家が佃戸

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸關係の發展（川勝）

層を直接に掌握する道が開けたのである。ただし、それは、西村氏がいう如き生産關係の再編成とは断じて考えられない。また、この時期、一方では地主層の丈量忌避の傾向は強く、また丈量による佃戸の掌握も必ずしも広くみられたものではなかつた。むしろ、地主層の収租の不安定化の代償は、税糧脱免と公有地無主地の不正使用および侵蝕等による私的利益の追求へと向つたと思われ、必ずしも地主層一般としての階級的な動きが、例えば丈量に集中したとは考えられない。以上から、西村氏が嘉靖隆慶期の丈量を地主規格の丈量とする論拠はどこにもないことが判明したのである。

三、張居正文量策の性格

1. 丈量の施行過程

西村氏は、張居正文量策においても、嘉靖隆慶期の丈量と同じく、地主層自身の申告制が採用され、その結果が基本的徴税台帳原本たる実徵冊に記入されたことにより、地主層の納税忌避という既得権益が（実徵冊が全国的に作成されたので）全国的に公認されたという。ただし、地主層の納税忌避という既得権益が公認されたということについて、丈量が地主層自身の申告制によるということ以外には全く論拠が示されていない。ただ若干の隠田工作等が地主によつて行われたという指摘もあるが、それも内容の検討を必要とするものば

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の展開（川勝）

かりで取上げるに足らない。従つて張居正文量策における丈量方法それ自体の検討が必要になる。

結論的に言えば、地主層自身の申告制なし「自丈」ということについては、すでに前項で嘉靖隆慶期の丈量の「自丈」について述べたと同様なことが言えるのである。つまり一つは、「自丈」といつても、それは地主層の勝手な計量に基づく申告制ではないこと、次には、「自丈」という丈量内容の正確さを期する何らかの制度的な歯止めがなされた（例えば、今時の張居正文量でも佃戸の丈量への参加、もしくは丈量冊への佃戸姓名の記載などが明らかにみられる）こと、以上である。

江西布政司参政喬懋敬が、布政司管内の丈量施行細則として作成し、のち、清初の江南各地の丈量方法に大きな影響を与えた、喬懋敬「条議」（康熙長洲県志卷十二徭役、「康熙十五年、巡撫都御史馬祐題、委県令李敬修丈量田地、至十七年、魚鱗冊成」の項所載）を検討しよう。「条議」第一条入。議責成正官以免分委には、

照得、丈量均賦、利於包賠之細民、極不利於欺隱之巨室以故陰行阻撓、其勢非得県正・府佐拳丈、則威令不行。

然事務繁冗、又非一人耳目所能周、遂有佐領分丈之議。但佐領率皆卑職、欺隱多屬巨豪、非惟法不能行。且畏勢徇情、低昂其手者有之矣。今議每里選公正一名、以総理

其綱。書・算・弓手各二名、以条挙其目。公正所係甚重、必丁糧殷実之家、択素有行誼之人、郷里推服者任之。召集里通、從公開報、或即丁糧多者、坐名承役。濫挙者有罰。故推者不准。無頼棍徒當充者不聽。弓手・書手・算手、亦選誠実才幹・諳曉書算之人、或於該甲逃絶數多、曾被虚糧磨累之家、僉其堪用戸丁承充。蓋才幹誠実者、必不為私、而苦於虚糧之累者、不肯為私。外再僉凶催・凶幹各一名、以供奔走使令之役。僉選已定、令各具承管、并互相觉察。

右では、まず、丈量の容体が巨室（大地主層）の欺隱（納税忌避）であることが前提とされ、巨室の勢威を抑えるためには、府の同知・知県クラニが一県の丈量責任者となる必要があるが、彼らだけでは一県全体の丈量を担当することはとらいていけないので、在地で丈量担当の徭役体系をつくり、組織的制度的に丈量に取りかかる必要があることをいう。実は、右の「条議」では、この知県自身による丈量の直接的担当ではなく、一県の徭役制度的な、在地の組織化による丈量運営こそが「自丈」とよばれるようである（従つて、これを自丈と名付けるより、下級丈量ないし第一次丈量とも言つた方がよい）。在地の徭役制度的な組織によつて丈量を施行しようとするのであるから、公正以下丈量担当者の選び方にも十分留意しなければならぬ。なお、弓手・算手・書手等を

選ぶ基準の一部に「虚糧之累に苦しむ者」は「私を為すを肯ぜない」からというのがみえるが、この虚糧の累を受ける者を西村氏の言うように佃戸層とするよりも、丈量の容体となる巨室の欺隠によつて生ずる齟寄せを受けるところの零細業戸と考えるべきであろう。因みに、右文の続文によれば、彼ら丈量担当者には官銀から日当が支給されている。

丈量担当者が決つたので、次に丈量施行の実際をみてみよう。「条議」第三条△一。議先取親供以防欺隱事▽には、

無憑拠則弊難稽覈。況量田重務、未有徒手而可行丈者。

各県先出論通原里^原通^里。甲首人等、各將本戸黃冊原載官・

民糧若干、今見在承丈若干、内、若干畝坐落本図或別図

・土名某処、原額係上田、又若干畝坐落某図某処、原額

係中田・或下田・或山郷・在水郷。若逃絶戸、即今親承

丈、仍存逃戸名色、以俟復業給還。逐坵、明開四址・土

色、画以田形、載糧若干、与夫池塘等項、一併詳開。如

係開墾原未墾科者、許於本坵之下、従実開報、即同自首

免究。准其承丈造冊一本、名曰親供冊。外每坵、另置木

牌濶四寸長四尺五寸、照冊填寫、查對相同、収候臨丈挿

田之用。冊送本図里長、類送県、収庫備照。

とあるが、これが丈量（自丈）そのものではなく丈量のため
の予備作業（準備事前調査）であることを確認しなければならぬ（西村氏はこの段階も「自丈」とする）。まず、各県（

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展（川勝

知県）は里長・甲首に命じて、丈量を受ける一坵（一筆）の
田地ごとに黄冊記載の原額面積・税糧額ないし所在・科則な
どを調べ、冊籍（親供冊）に記入し、それを一たん本図の里
長に送り、里長はまとめて県に送る。また現地の田地には、
親供冊の内容が木牌に転記される。ところで、右の親供冊に
ついては張居正文量当時、江西建昌府知府であつた許孚遠「
丈量法」（『彙纂經世全編』巻四戸部、土田、丈量区畝附、
所収）には、

其親供、令田主同里甲及庄佃、相對質具書、嚴漏供之科。

首有欺弊、今開于親供下、免罪。推公正・弓・算手、与

業主・佃農、詣田所丈之、先照親供、写木版上、以小旂

挿之田間、同業主會算、覆丈実数、具書之。

とあつて、あるいは親供冊は、田主が中心になつて里長甲首

や佃戸と一しよに作成されたものとも考えられる。なお、こ

こでは、嘉靖隆慶期の和州の丈量のように、佃戸が丈量に関

係していることが確認される（これはすでに旧稿で触れた）。

従つて張居正文量は正しく嘉靖隆慶期の丈量と同質であり、

延長線上に位置することは明らかである。

予備作業が終ると、いよいよ丈量が実施される。「条議」

第七条△一。丈量之準、原為均田糧以甦虚賠、並非尽地利以

求増賦▽には、

各図之田界既定、業主之親供又齊。各県即將通県都図以

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の発展（川勝）

千字文定字号。一都一図天字、二図地字、依序派列。并查照後欵様式、置弁弓尺・布旗・灰斗等器。示論公正等役赴領器具、并図字該号、仍将堅厚竹紙、照式刷印空白魚鱗冊三本、類戸冊一本、印鈴発回。公同十役、里邊先期伝報、某日自某地方丈起、早令図催鳴鐘、偕各業主齊赴応丈処所。酌量地段相連、不拘多寡、定作一区。若土名雖同而地段懸遠不相連属者、另作一区。就便從公推議此区之田土。（下略）

とあり、丈量施行の順序として、一定の丈量地域（区）分轄
|| 図・字・号、丈量資材器具の調達、丈量冊籍（必要項目を
あらかじめ印刷してある空白魚鱗冊および類戸冊）の準備を
行い、次いで丈量十役（公正・里長・甲首・図催・図幹・書
手・算手・弓手、以上で八役、他の二役は不明。或は業戸・
佃戸を加えるか）を公同し、それぞれの担当業務に就く。里
長が何日にはどこからどこまで丈量すると触れ回り、図催が
鐘を鳴らして承丈の業戸を集める。この施行規定は、決して
地主の自分勝手な丈量、およびその申告などを物語る叙述で
ないことは確認されよう。

ところで、本項で扱ってきた丈量施行過程は、あくまで規
定の上だけの当為の丈量像である。現実には、例えば丈量担当
者の業務内容など全く規定と違っており、その結果、大地主
の不正が必ずしも摘発できぬこともあつたかも知れない。そ

の点については、「覆丈」「会計」段階の検討とともに別稿
で扱いたいと思う。

2. 張居正文量策の成果と残された課題

従来、張居正の全国的土地丈量は途中で中止されたといわ
れた。しかし、最近の西村元照氏の研究によれば、丈量は全
国的に完成したという。どのように完成したのであるうか。
まだ不明な部分が多い。ところで、本稿「はしがき」で述べ
たように、張居正文量の評価は、全国的規模での考察からな
すことのほか、江南地主制の発展との関連でのみ論じてもな
しうらと思う。その一斑は筆者は旧稿で述べたが、ここで旧
稿の考えを修正する二点の問題点をあげ、今後の研究の前進
のための一石とし、本稿の結びに代えることとする。

その一は、一般に張居正文量の成果は、清初でも活用され
たといわれることに關して、清初、太倉の人陸世儀は、

万曆時、江陵相公当国、丈量田地。……然是時、吳中
經界久壞、賦役不均、得此始正。至於今賴之、此不可尽
拠也。 （『思弁録輯要』卷十六、治平類）

と述べ、張居正文量を一応評価してはいるが、清初にとつて
は必ずしも十分なものとは思っていない。その十分ではない
という内容として、陸世儀は、

且一区稅糧、即本邑耆正收納。若田主驚遠、即于佃戸処
收取。給票与田主算明、有何弁納不便。（同前項所載）

という。清初にかかる指摘のあるのは、それ以前の張居正文量当時（嘉靖隆慶期はなお然り）に、必ずしも国家権力による佃戸の掌握が十分でない状況の結果とも考えられる。以上が第一点の事柄である。

第二点は、先掲、建昌府知府許孚遠の「丈量法」に、

以魚鱗冊為經、田凶諸票為緯。敦礼廉直縉紳主其事。挾弟子員教敏者任其勞。于是分上中下為三則而田均、通官民為一科而賦均、通広郷狭郷為一体政均。……蓋与士紳同覆覈之、開丈畢、分四局延郷宦生員總之。其查算以魚鱗冊為主、以田凶小票合之。審其弊孔、若謬誤、則查抽丈冊以臨田、草冊正之。覆覈訖、為帰戸大総、以入戸為主。此有除単、彼有収単。田悉帰戸而冊成。其虚糧自賠之弊尽去。

とあり、ここには、郷紳層の在地郷村での支配力に丈量の成功成果を期待するところがみられる。実は、清朝で丈量施行を意図するとき、そこには常に郷紳層とかわつて鋭い緊張関係が生じ、丈量施行者（地方官）は郷紳層と対決を迫られるという事態が展開する。許孚遠の丈量法の考え方はその萌芽を示す。してみれば、張居正文量策は、清初に続く丈量ともあいまって、いわゆる郷紳的土地所有の形成、ないし郷紳支配の成立に一定の役割りを果たしたと考えられるのである。その具体的内容の検討は、今後の大きな課題である。

明末、江南における丈量策の展開と地主・佃戸関係の発展（川勝

註

- (1) 「十六世紀太湖周辺地帯における官田制度の改革」（『東洋史研究』二二―四、二二―一）
- (2) 叙述にあたつても、森正夫氏の前註(1)の論考に依拠するところが多い。
- (3) 松江府の東西両郷における農業労働の生産性の違いからして、生産性の低い東郷に農民の工業として綿業が展開した過程については、西嶋定生氏の一連の綿業の研究（同氏著『中国経済史研究』第三部商品生産の展開とその構造）がある。なお本稿の問題視角は、西嶋氏の「補記」（同書所載）に、
過重田賦と零細過小農との問題は、これを地主佃戸関係に解消して問題視すべきではなく、国家的支配の表現としての過重田賦と地主佃戸関係との関連において問題にすべきなのである（る）。
- (4) 前註(1)論文。
- (5) 西村元照「明後期の丈量に就いて」（五頁上―八頁上）は、佃戸層までが虚糧を賠償すべき追徴包賠の容体として存在したというが、その事例は官田系統の承佃に関するもので民田一般の論拠とならない。また自小作についての氏の理解は、逆立ちしている。自小作とは、自作者

明末、江南における丈量策の展開と地主佃戸関係の發展（川勝）

が小作している場合である。

(6) 西村前掲論文（八頁上）。

(7) 細野浩二「明末清初江南における地主奴僕關係」（『東洋學報』五〇―三）。

(8) 「明清時代の土地制度」（岩波講座『世界歴史』12、二五五―二六〇頁）。

(9) 前註(1)論文。

(10) 万曆上海県志卷三賦役上田糧。

(11) 「張居正の土地丈量（下）」(三)、(四)。

(12) 康熙十五年の長洲県丈量については、鶴見尚弘「国立国会図書館所蔵康熙十五年丈量の長洲県魚鱗冊一本について」（『山崎先生退官記念東洋史学論集』）参照。

（追記―紙幅の關係で、註は最少限にとどめた。）

（補註） 嘉靖志風俗の記事との対比のために、弘治吳江志

卷六風俗の条を示しておこう。

四民之中、惟農為最勞、而吳農又勞中之勞也。……

每田一畝、起租一石至一石八斗。每歲仲冬、租戶以乾

円好米、納還田主。田主亦備酒食、以勞之。謂之租米。

其小民乏用之際、借富家米一石、至秋則還二石。謂之

生米。其銅錢或銀則五分起息、謂之生錢。或七・八月

間、稻將熟矣、而急於欠食、不免拳債（||借用）、亦還对合（||二倍）。故吳人有出門加一之諺。所以富者愈富、貧者愈貧矣。吳農有言、曰汁出頼頼、強如做債頼頼。蓋諺語猶言淋漓也、言稻半熟而有汁出淋漓者、刈而食之、勝如拳債也。

なお、本稿で行なつたような弘治吳江志と嘉靖吳江県志との比較は、森正夫氏（前註(8)論文）の創見によるものであることを申し添えておく。